


我が国の法曹養成の
出口拡充戦略は誰が
主導すべきか
主体に着目した英米との比較



2019年5月12日(日)13:00-16:50
日本法社会学会2019年度学術大会(千葉大学)
田中正弘(筑波大学)

目次

1. はじめに
 2. 法曹主体のイギリス, 大学主体のアメリカ
 3. 日本における主体の曖昧な法曹養成
 4. イギリスにおける出口拡充の経緯
 5. 出口(修了生の就職先)拡充を自らの手で
- 

はじめに

❖ 法科大学院を含めた専門職大学院の量的発展は、課程修了後の出口が経済的に魅力であるか否かに左右される(阿曾沼 2014)。

❖ 専門職大学院の課題は、**出口の魅力が乏しい**(または狭い)ことである。

■中教審(2016: 1)は、「専門職学位の付加価値が社会(出口)と共有されていないなど、社会(出口)との連携が十分に図られておらず、当初期待されていたような専門職大学院数・学生数の広がりには至っていない」と主張し、専門職学位の付加価値を社会に積極的に発信していない国や大学の姿勢を強く批判している。

本発表の目的と論点

◆ 本発表の目的は、英米との比較を通して、我が国の法曹養成の主体の曖昧なことが、学位の価値が社会と共有されにくい一因だと、指摘することである。

◆ そして、法科大学院の量的な保全のために、法科大学院が就職先を切り開く必要があると、本発表で主張したい。

本発表の構成

- ◆ 本発表は5項で構成される。
 - 第1項で、本発表の目的を示す。
 - 第2項で、イギリスが法曹主体、アメリカが大学主体であることのデメリットを説明する。
 - 第3項で、日本の主体の曖昧さが法科大学院の量的発展を妨げていると指摘する。
 - 第4項で、法科大学院の出口拡充がイギリスでどのように進められてきたかについて触れる。
 - 第5項で、日本への示唆を述べる。





2. 法曹主体のイギリス, 大学主体のアメリカ

法曹主体のイギリス(1)

◆イギリスでは、法曹養成は伝統的に**法曹が管理運営する学校**で行われてきた。

- 大学の法学部は、長い間(1975年の法曹養成改革まで)法曹養成と切り離されてきたために、欧州大陸の国と比べて量的に発展できず、法学研究者のポストも増えなかった。
- このため、イギリスの法学研究は厚みに乏しく、イギリスの法律の体系化は(特に19世紀中頃に顕著に)フランスなどと比べて遅れることとなった。



法曹主体のイギリス(2)

❖ 19世紀後半に法律の体系化の遅れが議会で問題視され、法学部を法曹養成に加える提言が何度もなされた。

▪ところが、法曹団体(Bar Council, Law Society)は100年近くも、この提言を退け続けたのである。

❖ 最終的に、1975年に法学部(認定校のみ)が法曹養成に組み込まれ、量的に発展できた。

▪ただし、法学部は法曹団体の認定を受けなければならなくなり、カリキュラムの自由度を損なうこととなった(田中 2015)。

法曹主体のイギリス(3)

❖ 法曹主体のデメリットには、法学研究者のポスト増加につながらりにくいことがある。

▪ 法科大学院は昔も今も**実務家教員**で占められ、法学研究者の入り込む余地がない。

▪ このため、大学(法学研究者)にとって設置する動機に乏しいものとなった。

・事実、オックスブリッジ、UCL、LSEなどの伝統大学は法曹志望者を法学部で数多く受け入れているのに、法科大学院(正確には、Bar Professional Training Course, Legal Practice Course)を有していない。

大学主体のアメリカ(1)

◆ アメリカでは、法曹養成は伝統的に**法学研究者が主導**してきた。

▪ 法学研究者が重要なポストを占める法曹協会のア krediteーション評価規準を通して、法科大学院の職場環境は法学研究に最適な場として整備されてきた。

・具体的に、常勤ポスト、高額な給与、軽い教育負担（半期上限8時間）、低い学生教員（ST）比、サバティカルの充実、および高度な事務サポートなどがある（タマナハ 2013）。



大学主体のアメリカ(2)

❖このような研究環境整備は学生や法曹にとって必ずしも歓迎できることではない。

■なぜなら、環境整備のために、なぜ学生が高い学費を納めなければならないのか、という不満をもたらすためである。

・2003年～2013年の間に、公私立ともに学費が上昇し、私立大学の平均は約25,000ドルから約42,000ドルへ急騰している。

■法科大学院での実務家教員の処遇の低さから、法曹にも強い不満がたまる制度といえる。

大学主体のアメリカ(3)

❖ 大学主体のデメリットは、多くのお金が法学研究の環境整備に注がれてしまうことである。

▪ 法学研究の高度な発展は、学生や法曹にとっても大切なことである。とはいえ、その大切さは直接体感しづらいものである。

❖ 修了者の多くが多額の借金をする制度が望ましい法曹養成であるのか、という疑問は広く共有されていると思われる。



3. 日本における主体の曖昧な法曹養成

主体の曖昧な日本

❖ 日本における法曹養成の主体は法曹でも、大学でもないように見える。

▪ 定員削減・機関廃止という実害を被った大学にとっても、予備試験合格者を優遇する法曹にとっても、現在の法曹養成が望ましいものとはいえないためである。

❖ 法曹か大学のどちらかに強固な主導権がないと、第三者（政府・関係省庁など）による攪乱に今後も苦しみ続けることになるのではなかろうか。

▪ 主体が曖昧だと誰も責任をとらないという問題もある。



法務省と文科省の不毛な争い

❖ 法務省と文科省は、法曹養成の主導権を巡る不毛な争いに自ら巻き込まれている。

■なぜなら、法務省は、予備試験制度を拡張することで、文科省の管轄組織(大学)を除いた法曹養成制度を復活させようとしているし、法務省に攻勢をかけられた文科省は、法科大学院の社会的評価を高めるために、外部質保証制度を悪用して、「質の悪い」(司法試験合格率の低い)機関の淘汰に躍起になっているためである。

厳しすぎる認証評価(1)

❖ 法科大学院の認証評価が厳しい審査になっていることは、数字で明らかにできる。

■ 事実、認証評価の第一サイクル(2005年～2009年)における法科大学院の不適合率は、**32.4%**
(74校中24校)であった。

・この数字は他の専門職大学院と比べて顕著に高い。現在(2019年1月)最多(54校)の専門職大学院である教職大学院の場合、第一サイクル(2009年度～2014年度)の不適合率は、**0%(25校中0校)**であった。

厳しすぎる認証評価(2)

❖ 法科大学院の認証評価は第二サイクルに入っても厳しいままである。

❖ 2013年度の専門職大学院全体の不適合率は11.7%(60校中7校)であったが、その不適合の7校は全て法科大学院(37校中7校)であった。

❖ このため、「厳しい認証評価は法科大学院を淘汰する方向で機能した」(吉田 2010: 173)といえる。

表1: 主な専門職大学院の認証評価
第1サイクルの結果

	法曹	会計	経営	教員	公共政策	臨床心理	公衆衛生	知的財産
校数	74	7	31	25	6	6	4	3
不適合校数	24	1	3	0	0	0	0	0
不適合率	32.4%	14.3%	9.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

備考: 経営領域の不適合校は主に、株式会社立大学院

淘汰ではなく、量的発展を！

❖ 法科大学院の淘汰ではなく、量的な発展を願うのであれば、法曹養成の主要なアクター（法曹，大学，関係省庁など）の誰かが、法科大学院修了者の出口拡充戦略を推進すべきであろう。

❖ そこで、比較の観点から、イギリスにおける出口拡充の経緯を略述してみたい。



4. イギリスにおける出口拡充の経緯

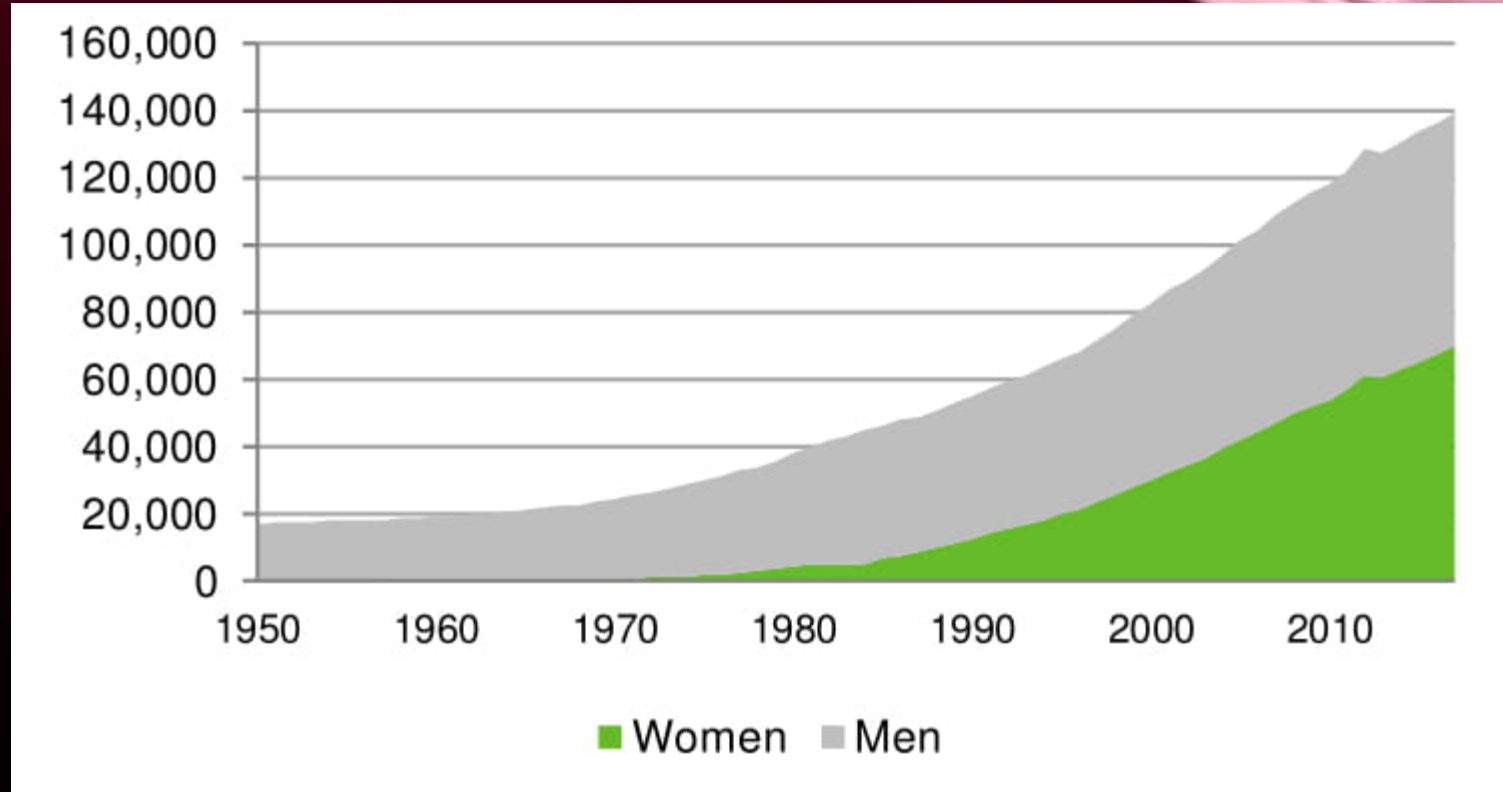
イギリスの法曹の増加



❖ イギリス（イングランドとウェールズに限る）では、活動許可書を受領したソリシター（Solicitors with Practising Certificates）は1987年7月31日の時点で48,937人しかいなかった。ところが、その後、確実に増加していくことになる。

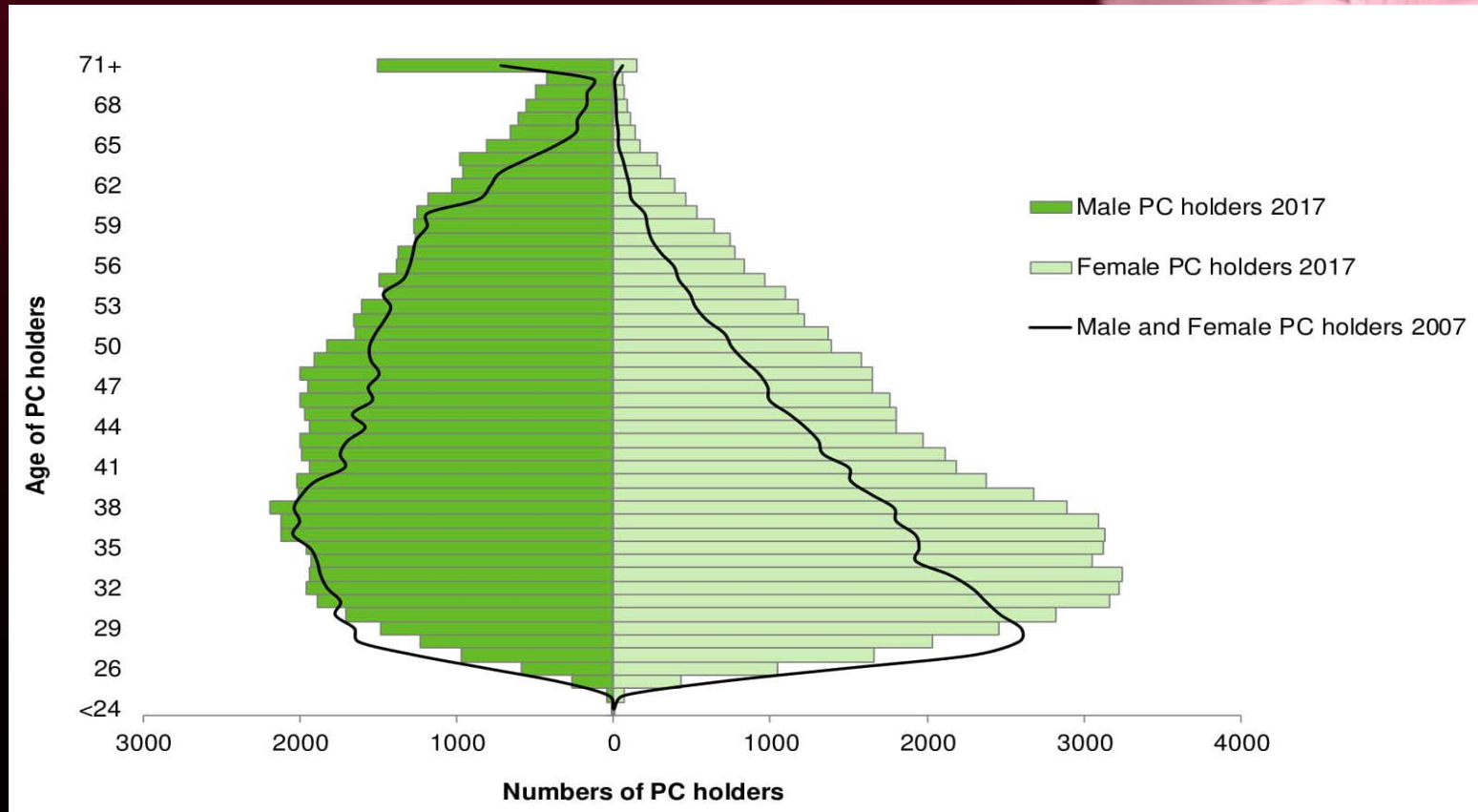
- ❖ 1997年に71,637人（10年間で46.4%増）
- ❖ 2007年に108,407人（10年間で51.3%増）
- ❖ 2017年に139,624人（10年間で28.8%増）

図1: 活動許可書を持つソリシターの人数(男女別:1950-2017)



出典: Law Society (2018) *Trends in the Solicitor's Profession: Annual Statistics Report 2017*, London: Law Society, p.11.

図2: 活動許可書を持つソリシターの年齢ごとの人数(男女別, 2017年)



出典: Law Society (2018) *Trends in the Solicitor's Profession: Annual Statistics Report 2017*, London: Law Society, p.15.

女性がマジョリティーに！

- ❖ 図1図2で明らかかなように、ソリシター増加は、女性の参入拡大によって支えられてきた。
- ❖ ちなみに、2017年7月31日時点で、女性のソリシターの人数は69,995人へと増え、全体の50.1%を占めた。
- ❖ その結果、この年に初めて、**女性の人数が男性の人数を凌駕した。**

女性増加の要因

❖ 女性増加の要因は、彼女らの社会進出が進んだことだけでなく、ソリシターの**職域拡大（組織内弁護士の増加）**が進んだこともある。

- 組織内弁護士の割合は近年（2002年に約15%、2007年に約18%、2012年に約20%、2017年に約22%）漸増してきた。
- 組織内弁護士（特に若年層）において、女性の占める割合が特に高いのである。

ワークライフバランス



- ◆ 組織内弁護士が女性に好まれる要因は、その労働環境にある。
 - すなわち、残業が少ないことや福利厚生制度（産休や育休）が整っているために、ワークライフバランスがとりやすいのである。
- ◆ 女性ソリシターは組織内弁護士だけでなく、個人経営（freelance lawyers）のものも多い。その一方、弁護士事務所に所属するものは男性と比べて少ない。

増加の嚆矢

❖ 組織内弁護士増加の嚆矢は、地方政府が**公務員**として**法曹を雇用**し始めたことであった。

- 2017年7月31日時点で、地方政府に務めるソリシターは4,488人(男性1,351人, 女性3,137人)であり, 彼らは管轄地域の住民に対して無料で法律サービスを提供している。
- この職域拡大は, 法曹団体のロビー活動の成果である。

❖ 法曹ポストの増加は法曹だけでなく, 大学にも, 法学部の量的拡大や, 法科大学院設置の権利(1990年代に大学に開放された)を得られるなどの利益をもたらした。

法学部は女子に人気



◆イギリスの大学の法学部は、女子に人気の学部となっている。

■法学部新入生の男女比は、**女子学生が倍近くいる**状態が続いている。

・2007年で1:1.7(男性5,036人, 女性8,626人, 計13,662人)

・2012年で1:1.7(男性5,702人, 女性9,645人, 計15,348人)

・2017年で1:1.8(男性5,740人, 女性10,246人, 計15,986人)

■学業成績も女子学生の方が優秀である。

・第一位の学位を得たものが、男性13.6%に対し、女性は15.5%であった。第二位上級の学位でも、男性の54.8%に対して、女性は57.8%であった(Law Society 2018)。

日本でも女性法曹の活躍の場を！



- ❖ イギリスと比べて、日本の法曹は女性が少なく、法学部に進学する女子生徒も少ない。
 - 換言すれば、女性の活躍の場を開拓する余地がある。
- ❖ そこで、イギリスの事例を参考に、日本でも、地方公共団体における組織内弁護士雇用の促進するロビー活動が必要だと主張したい。
- ❖ ただし、イギリスと異なり、その**主体は大学であるべき**だと考える。
 - なぜなら、法曹の職域拡大・ポスト増大を一刻も早く進めなければならないのは、定員削減・機関廃止に苦しむ法科大学院だからである。



5. 出口(修了生の就職先)拡充を自らの手で

就職先の確保



❖ 法科大学院が出口拡充を押し進める上で、より多くの修了生が官公庁や一般企業へ就職できるように、様々な活動を行うことが望まれる。

❖ 官公庁や一般企業への就職は、法曹の職域拡大、および司法試験の不合格者の就職先確保という、二つの側面がある。

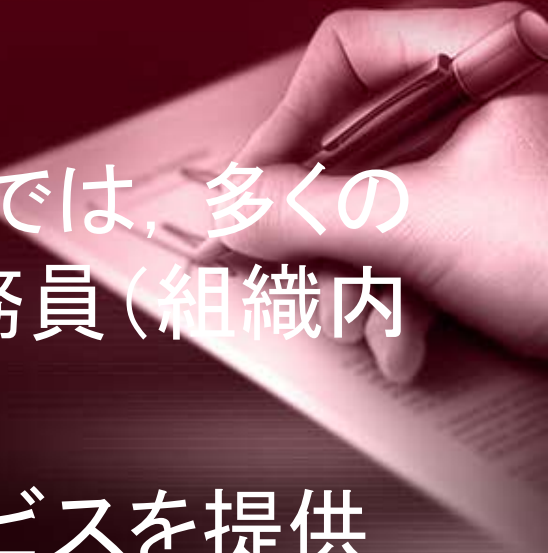
法曹の職域拡大(1)

❖ 法曹の職域拡大に関して、発表者が2014年4～5月に実施した質問紙調査「法科大学院の就職支援制度に関する現状調査」(対象59校, 回答29校, 回収率49.2%)において下記の指摘があった。

▪ 今後の方向としては、司法試験合格者の官公庁・企業・教育研究機関等での活躍の場が広がり、そのこともふまえて司法試験の合格者数を増やすほうへ事態が進んでいく(法科大学院修了生就職支援の問題がそのような状況のなかに位置づけられる)ことが望ましいと考えます(A17)。

法曹の職域拡大(2)

- ◆ 第4項で示したように、イギリスでは、多くのソリシターが地方政府の常勤公務員（組織内弁護士）として活躍している。
- ◆ 彼らは市民に無料の法律サービスを提供しているが、このようなサービスが我が国でも普及すれば、市民にとって法曹がより身近になり、法曹にとって安定した就職先の確保につながるだろう。



法曹の職域拡大(3)

- ❖ 日本においても、明石市のように組織内弁護士の採用に積極的な地方公共団体が存在する。
- ❖ しかし、明石市長のような弁護士経験があり、半ば強引に採用を行うような人物の登場を願うばかりでは、全国各地での普及に時間がかかりすぎるであろう。
- ❖ 早期普及のためには、**地方公共団体はその規模に応じて少なくとも一人以上の弁護士を雇用すること**、などの法律の立案・施行が不可欠だと思われる。
 - なお、地方公共団体の組織内弁護士の雇用が不安定(有期雇用)であったり、年齢・職業経験と比べて肩書きが重すぎたり(明石市役所訪問調査:2015年10月14日)することも、普及を妨げる要因だと思われるので、これらの改善も必要だろう。

司法試験不合格者の就職先確保(1)

- ❖ 司法試験不合格者の就職先確保は、法科大学院の多様化の点で重要である。
- ❖ 不合格者の就職を組織的に支援する工夫の一つとして、質問紙調査に以下の提案が見られた。
 - 「法科大学院を修了しても、合格に至らない人数が圧倒的に多い現状において、修了生について、国又は大学院として、就職支援のための組織的な対応を図ることが急務である。(中略)例えば、宅地建物取引主任の資格を(修了者に)付与するなど、資格試験の面で有利な取り扱いをするようにすべきである」(A21)。

司法試験不合格者の就職先確保(2)

- ❖ 司法試験不合格者の活躍の場は未開拓である。
 - 彼らの能力を不合格という事実のみで判断し、高度な法的素養を持つ人材の活用を怠ることは、我が国にとって大いなる人材の損失である。
- ❖ 質問紙調査にも同様の意見が付されていた。
 - 司法試験に合格できなかったという事のみをもって、新卒大学生に比べ就職活動が難しくなる、不利に扱われるという事実は問題であると思う。
勉強量, 知識, 働く意欲の高い者が適切な場で働ける社会になることを強く望む(A14)。

法曹養成に特化すべきか？

- ❖ 質問「法科大学院は法曹養成に特化すべき」に、16校(57.1%)が「あてはまらない」と回答した。
- ❖ この点に関して、自由記述欄に記載された以下の言葉は重要だと思われる。
 - 法曹それも法廷弁護士だけが法律専門家ではない。コンプライアンスの重要性が叫ばれている今日、幅広い法律専門家の存在が必要である。マスコミ報道などでは、司法試験の合格ばかりが重視されており、法科大学院教育を狭い範囲に閉じ込めている感がある。**幅広い法律専門家の養成機関**であれば、就職問題にも展望が開ける(A19)。

多様性を評価すべき

- ❖ 私は、法科大学院が修了生の法曹以外への就職を組織的に支援していくことは不可避、かつ生き残り策として重要である、と考える。
- ❖ 法科大学院が多様な人材を養成すること（多様性）を否定する評価（認証評価を含む）制度は、法曹需要の増減によって混乱（無用な淘汰）を招く恐れがあるため、再考すべきである。

多様性を失わないために

- ◆ 法科大学院の多様性は重要なことである。
 - ・明治大学は「日本初の女性弁護士を輩出したという歴史を踏まえて現在まで一貫して女性の法曹養成に注力してきたため、法科大学院でもジェンダー法の教育・研究に人員を手厚く配分してきた」(明治大学法科大学院訪問調査:2014年10月14日)。
- 司法試験合格率向上の圧力が強まりすぎたり、学生定員削減の動きが強まりすぎたりすれば、法科大学院の余力がなくなり、上記のような特色は失われる恐れがある。

新しい法律家の未来

❖ 法科大学院は法曹養成に特化した専門職大学院であるという公的な認識は徐々に改められつつある。

▪ 文科省(2016)は法務博士のキャリアが多様化してきている現状を示しつつ、司法試験の合否を問わず、法科大学院の修了生が社会(出口)で高く評価されている事例を紹介した。

▪ 「新しい法律家の未来」(文部科学省 2016)が誰の目にも明らかになってくれば、法科大学院の未来も明るいものになるのではなかろうか。



ご清聴ありがとうございました。

参考文献

- ◆阿曾沼昭裕(2014)『アメリカ研究大学の大学院 多様性の基盤を探る』名古屋大学出版会。
- ◆中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ(2016)「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」(平成28年8月10日)。
- ◆Law Society (2018) *Trends in the Solicitor's Profession: Annual Statistics Report 2017*, London: Law Society.
- ◆文部科学省高等教育局専門教育課専門職大学院室(2016)「“法科大学院”と“あなた”が拓く新しい法律家の未来」
- ◆ブライアン・タマナハ(著)樋口和彦・大河原眞美(訳)(2013)『アメリカ・ロースクールの凋落』花伝社=Tamanaha, B. Z., (2012) *Failing Law Schools*, University of Chicago Press.
- ◆田中正弘(2015)「イギリスにおける法曹主体の法曹養成—法科大学院の発展経緯に着目して—」『筑波ロー・ジャーナル』第19号, 1-23頁。
- ◆Rolfe, Heather and Anderson, Tracy (2003) “A Firm Choice: Law firms’ preferences in the recruitment of trainee solicitors”, *International Journal of the Legal Profession*, 10(3), pp.315-334.
- ◆吉田文・橋本鉦市(2010)『航行をはじめた専門職大学院』東信道。